

マイナンバー制度の概要

012345678910111213141516171819

税理士 宮本 雄司



マイナンバー制度に対する

国民の懸念、例えば、個人番号を用いて集約された個人情報や外部に漏れるのではないかと、個人番号を使った成りすましてより財産に被害を受け取るのではないかの懸念があります。それらに対応し、保護措置が講じられています。

1 制度面における保護措置

①番号法に規定されている場合を除き、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の収集・保管や特定個人情報ファイルの作成を禁止

保護措置

しています。

②第三者機関である特定個人情報保護委員会が、特定個人情報の取扱いについて、行政機関等、民間事業者や個人に対して監視・監督を行います。

③行政機関等は、特定個人情報ファイルを取り扱う前に、プライバシー等に与える影響を予測・評価し、漏えい等のリスクを軽減するための適切な措置を講じるため、指針に沿った特定個人情報保護評価書を作成し、特定個人情報保護委員会の承認を受けま

番号1件でも番号法の対象に 罰則は個人情報保護法より厳しい

す。これは、事前許可型の保護措置であり、行政機関等については従来以上に厳しい管理が求められています。

④法律に違反した場合に科せられる罰則が、個人情報保護法に比べ、強化されています。個人情報保護法では、過去6カ月間の個人情報の取扱い件数が5000件以下の者は対象外ですが、番号法では番号を1件でも取り扱えば規制の対象となります。番号法の中で最も重い法定刑は、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したときに科される「4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科」であり、行政機関個人情報保護法等に比べ2倍の厳しさになっています。

原則、罰則は故意に行った

場合に適用されます。事例にもよりますが、過失による場合等には適用されません。仮に従業者が不正をした場合は、事業主に監督責任が生じますので、従業者への教育・監督が重要となります。

なお、情報が流出し悪用等された場合の被害者の逸失利益の保護等に対する救済措置は、番号法において特に規定されていません。漏えい等をした事業者に損害賠償責任が生じる可能性もあります。

⑤マイポータルという個人情報のウェブサイトにより、情報提供等記録(自分の情報をいつ、なぜ、誰が、誰に提供したのか)の確認ができるようになります。

2 システム面における保護措置

①個人情報は、特定の機関において一元管理されるのではなく、分散管理されます。従来どおり、例えば、年金の情報は年金事務所、国税の情報は税務署が管理します。

②行政機関の間の情報のやり取りには個人番号を直接使いません。情報連携のコアシステム(情報提供ネットワークシステム)が機関ごとに振り出す番号を用いて情報を紐付けします。

③システムにアクセスできる者をアクセス制御により制限し、管理します。

④通信の暗号化を行います。以上の保護措置により、マイナンバー制度が安全・安心に運用されることとなります。